

## ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド 運用会社構成の変更について

2025年6月12日発行

このたび、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)において、2025年6月12日(以下「同変更日」といいます。)付けで運用会社構成の変更を行い、これまで広範囲型の運用を担当しておりましたウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(以下「ウエスタン」といいます。)を解約し、新たにクレジット重視型を運用するPGIM ジャパン株式会社(以下「PGIM」といいます。)を採用いたしました(注)。

(注)同変更日付けで変更を行ったマザーファンドの投資信託約款上では、同ファンドの運用権限の委託先として、新たにPGIMを追加した一方、未だウエスタンを削除しておりませんが、これは、ウエスタンによる運用の終了に伴い同変更日に行われる債券の売却について、その代金の決済等が同変更日には完了しないことによるものです。それゆえ、この代金の決済等が完了した後、同約款上も運用権限の委託先からウエスタンを削除する予定です。

### 運用会社構成と目標配分割合

運用会社 (外部委託先運用会社／投資助言会社) <sup>(注1)</sup>	運用スタイル	目標配分割合(%) <sup>(注2)</sup>	
		変更前	変更後
アセットマネジメント One 株式会社《日本》 (以下「アセットマネジメント One」といいます。)	広範囲型	50	50
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社《日本》	広範囲型	50	—
PGIM ジャパン株式会社《日本》	クレジット重視型	—	50

(注1)「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

(注2)「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

以下では、今回の運用会社構成の変更の目的につきまして、ご説明いたします。

### 運用会社構成変更の目的

従来、広範囲型運用を行っておりましたウエスタンにつきましては、昨年米国本社において元共同チーフ・インベストメント・オフィサーを務めていたスタッフが米国証券取引委員会により告発を受けるという事件がありました。当該マザーファンドを運用していたウエスタンの日本債券運用チームについては直接的な影響はないものの、今後グローバルな組織的不安定性が高まる可能性を考慮し解約することといたしました。

新たに採用いたしました PGIM は、米国に本社を置く大手金融サービス会社であるプルデンシャル・ファイナル・ファイナル・グループの資産運用部門の日本法人であり、債券を中心に資産運用業務を行っております。中でも日本債券運用チームはグループ本体の生命保険勘定を含め巨額の資産を運用しており、それが故に非常に豊富な人的リソースと確立された運用プロセスを有しております。また、ラッセル・インベストメントでは PGIM グループの海外債券運用チームにも高い評価を付与しており、その海外のリソース及びインフラを利用できることも PGIM の強みの一つです。特にPGIM はその豊富なクレジット調査機能を生かしたクレジット戦略に優れており、

### ラッセル・インベストメント株式会社

商号:ラッセル・インベストメント株式会社

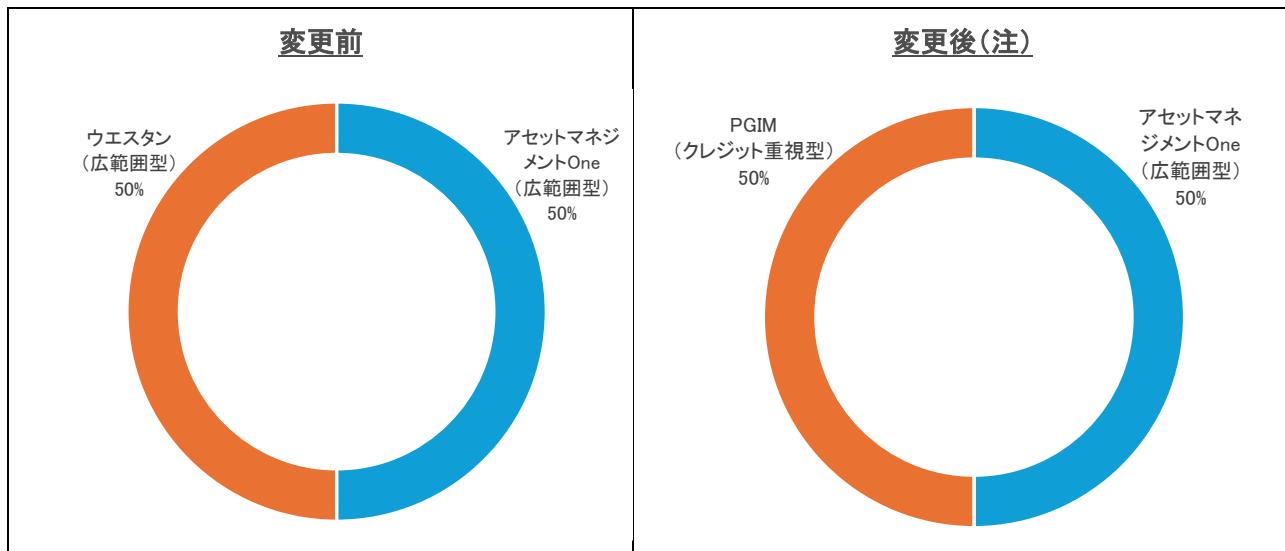
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

TEL:0120-055-887(受付時間:営業日の午前 9 時~午後 5 時)

金利戦略とともに比較的高めのクレジット・リスクをとります。このことによって、マザーファンド全体として従来よりも高い超過収益の獲得を目指します。

## 各運用会社への目標配分割合



(注)運用会社(外部委託先運用会社／投資助言会社)構成および目標配分割合は、今後変更されることがあります。

今回の運用会社構成の変更は、ラッセル・インベストメント グループの継続的な運用会社調査の結果に基づくもので、マルチ・マネージャー・ファン드ならではの特徴の一つです。

ラッセル・インベストメントのマルチ・マネージャー・ファンドでは、皆様の投資目標の実現を図るため、今後も状況の変化などに応じて、適切な運用会社構成の変更などを実施してまいります。

## 「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」を主要投資対象とする公募ファンド

- ラッセル・インベストメントDC国内債券F(運用会社厳選型)
- ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス(安定型／安定成長型／成長型)(愛称:ライフポイント<sup>®</sup>)

以上

Copyright © 2025. Russell Investments. All rights reserved.

当資料中「ラッセル・インベストメント」は、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。

ラッセル・インベストメントの所有権は、過半数持分所有者の TA アソシエーツ・マネジメント・エル・ピーおよび相当の少数持分所有者のレバレンス・キヤビタル・パートナーズ・エル・ピーから構成されています。ラッセル・インベストメントの特定の従業員およびハミルトン・レーン・アドバイザーズ・エル・シーもまた、少数非支配持分所有者です。

フランク・ラッセル・カンパニーは、当資料におけるラッセルの商標およびラッセルの商標に関連するすべての商標権の所有者で、ラッセル・インベストメント グループの会社がフランク・ラッセル・カンパニーからライセンスを受けて使用しています。ラッセル・インベストメント グループの会社は、フランク・ラッセル・カンパニーまたは「FTSE RUSSELL」ブランド傘下の法人と資本的関係を有しません。

当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。ラッセル・インベストメントによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部または一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮下さい。

当資料においてご説明するファンドは、ファミリーファンド方式により運用する当社設定の投資信託の主要投資対象である親投資信託(マザーファンド)に係わるもので、マザーファンドには直接ご投資できません。マザーファンドは運用報酬がかかりません。

## ◎投資信託にかかる投資リスク

投資信託の基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資信託では、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

投資信託は、投資信託毎に、投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、投資リスクの内容や程度が異なります。ご投資にあたっては、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ◎投資信託にかかる費用

【ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

### ■直接的にご負担いただく費用

申込手数料:上限3.30%(税込)

信託財産留保額:上限0.3%

### ■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬):上限1.98%(税込、年率)

諸費用(監査費用、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等):上限0.11%(税込、年率)

### ■その他の費用

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※ご負担いただく費用等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 《ご注意》

上記に記載している投資リスクや費用については、一般的な投資信託を想定しております。費用につきましては、ラッセル・インベストメント株式会社が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています(当資料作成日現在)。投資信託にかかる投資リスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ◎その他の留意点

- 当資料はラッセル・インベストメント株式会社が設定・運用する投資信託の運用状況等をお知らせするために作成するものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託の購入のお申込みにあたっては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社でお受取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 当資料の中で掲載されている数値・データ等は過去の実績であり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。
- 当資料に掲載されているコメント等は当資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の投資成果や市況動向等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関でご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- 当資料で使用している各指数の算出、公表、利用および当該指数に関する商標、著作権、知的財産権などその他一切の権利は、当該指数の開発者または公表者および許諾者に帰属します。